特集 食品ロス削減の現状と新たな展開

特集1 消費者庁における食品ロス削減に向けた取組について

杉田 育子 Sugita Ikuko
消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室 食品ロス削減法制検討室 課長補佐

「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」の内容と取組について

持続可能な開発目標(SDGs)の目標12(持続可能な生産消費形態を確保する)を踏まえて、2019年に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」(令和２年３月閣議決定)において、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させることが目標とされました。

この目標を達成するために、2023年12月に、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」(以下、施策パッケージ)を政府において取りまとめ、地方自治体、関係団体及び有識者等の意見を踏まえて、関係省庁で食品ロス削減推進に向けて取組を進めることとなりました。消費者庁では、主に次のような取組を進めています。

(１)未利用食品等の提供(食品寄附)の促進

ア　食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化

まず、未利用食品等の提供(食品寄附活動)の促進のためには、食品ロス削減・食品寄附に対する社会的信頼を高めていく必要があります。そこで、フードバンク団体や子ども食堂団体、食品関連事業者等、幅広い関係者から意見を聴取し、官民一体となって、法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、取りまとめる場として、2024年５月に「食品寄附等に関する官民協議会」(以下、官民協議会)を立ち上げました。この官民協議会では、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者(寄附者、仲介者[フードバンク、フードパントリー等])を認定する仕組(しく)みなどにより特定するための「食品寄附等に関するガイドライン」を、今年度中に官民で作成する予定です。

特に、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについては、現行の保険の実態や、どのような保険制度が望ましいかについての専門的知見が求められることから、官民協議会の下に、新たに専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関する保険分科会」を設け、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組み(望ましい保険内容や契約形態、保険料の支払い等)についての専門的議論を行い、検討を進めています。

また、前述のガイドラインにおいては、食品寄附関係者のデータベース化(ベース・レジストリの作成)や、食品寄附関係者同士におけるデータやシステムの連携を進め、食品寄附に関する様々(さまざま)なマッチングを図ること、地域の食品寄附関係者の連携協力を促進することなどを盛り込むこととされています。そのため、専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関するDX分科会」を設け、食品寄附関係者に係(かか)るデータベース化、食品寄附に係るデータ・システム連携等についての専門的議論を行っています。2024年度には、①ID番号の付与及びデータベース化による

ベース・レジストリの作成 ②共通API・データ標準ガイドラインの作成 ③モデル地域単位で既存システム間のデータ連携又は食品寄附プラットフォームの新たな作成を予定しています。

イ　食品期限表示の在り方について

施策パッケージにおいては「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直すことが示されました。そこで、消費者庁において「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」を開催し、有識者の意見を伺いながら検討を進めています。この中では、賞味期限が到来したものの「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討していきます。

（2）外食時の食べ残し持ち帰りの促進

外食産業からの食品ロスの大宗が食べ残しであることを踏まえ、事業者及び消費者双方の協力と理解のもと、食べ残しの持ち帰りの促進を図ることが、食品ロス削減推進のうえで有効とされています。他方で、多くの飲食店等が食べ残し持ち帰りの取組に一歩を踏み出せない理由として、食べ残し持ち帰りに係る法的関係が不明瞭であるうえ、持ち帰りに伴う飲食店等の法的・衛生的なリスク等がこれまで指摘されてきました。

そこで、これらの関係を明確化し、外食事業者及び消費者双方の意識の変化や行動変容に繋（つな）がるよう、食べ残し持ち帰りに伴って生じ得る法的責任について、消費者の自己責任を前提としつつ、民事上のトラブルを回避するために留意すべき事項を含め、2024年度中に食べ残し持ち帰りを促進させるガイドラインを策定するため、事業者及び有識者等の意見を聞きながら検討を進めています。

図1 食品ロスの発生要因

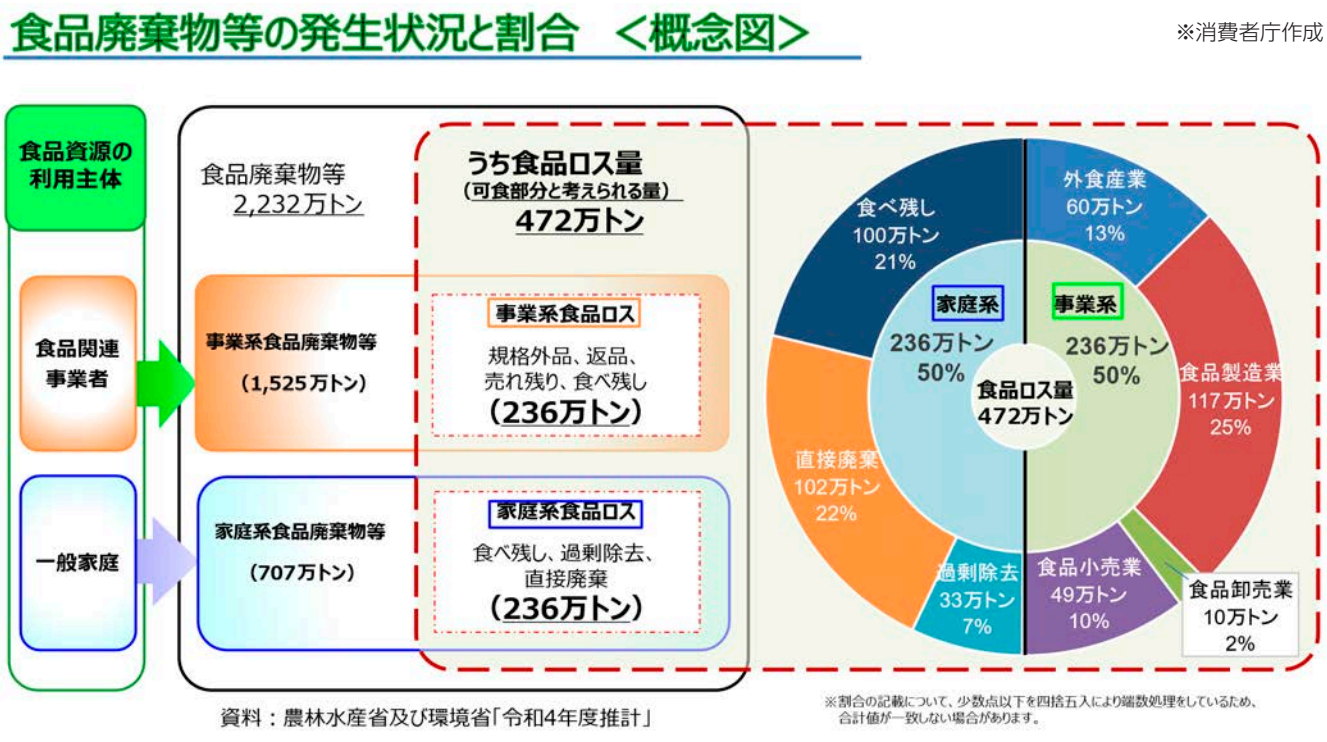

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は３億7,592万トン（令和３年度）、一般廃棄物の総排出量は4,034万トン（令和４年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

（3）食品廃棄物の排出削減の取組の促進

消費者に対する期限表示の正しい理解の促進を進めるとともに、2025大阪・関西万博における効果的な食品ロス削減に向けた普及啓発手法に関する実証事業等を実施します。

（4）まとめ

2024年度は、上記のような施策パッケージの施策を中心に、関係省庁が地方公共団体や関係団体とも連携しながら、食品ロス削減推進に向けて着実に実行していき、年度末に予定している「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」の見直しに反映させる予定です。

今後の食品ロス削減目標等について

2022年度の食品ロス量の推計値は472万トン（前年度51万トン減）となり、このうち、事業系食品ロス量は236万トン（前年度比43万トン減）、家庭系食品ロス量は236万トン（前年度比８万トン減）となりました（事業系食品ロス量は農林水産省、家庭系食品ロス量は環境省がそれぞれ推計）。

2022年度の食品ロス量が前年度より減少したことについては、国民、事業者及び地方自治体における取組が着実に進展してきたと考えられる一方、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響が残っている可能性もあると推察されます。

2030年度までに2000年度比で食品ロスを半減させるという削減目標である489万トンを下回る水準とはなっていますが、家庭系についてはまだ達成できていないことや新型コロナウイルス感染症の影響の可能性を踏まえると、予断を持たず、今後も事業者と消費者の双方が食品ロス削減に向けて取り組んでいく必要がありま

図2 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果　※消費者庁作成

これまで、食品ロスは数量のみ推計の上公表していたところ、国民一人一人が食品ロス問題をより身近なこととして実感していただくため、2022年度食品ロス量推計値を基に経済損失及び温室効果ガス排出量を推計。

2022年度食品ロス量（472万トン）を基に推計した結果、食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は1,046万t-CO2となった。

この推計値を国民一人あたり※1に換算すると経済損失は32,125円/人/年※2、温室効果ガス排出量は83kg-CO2/人/年※3となった。

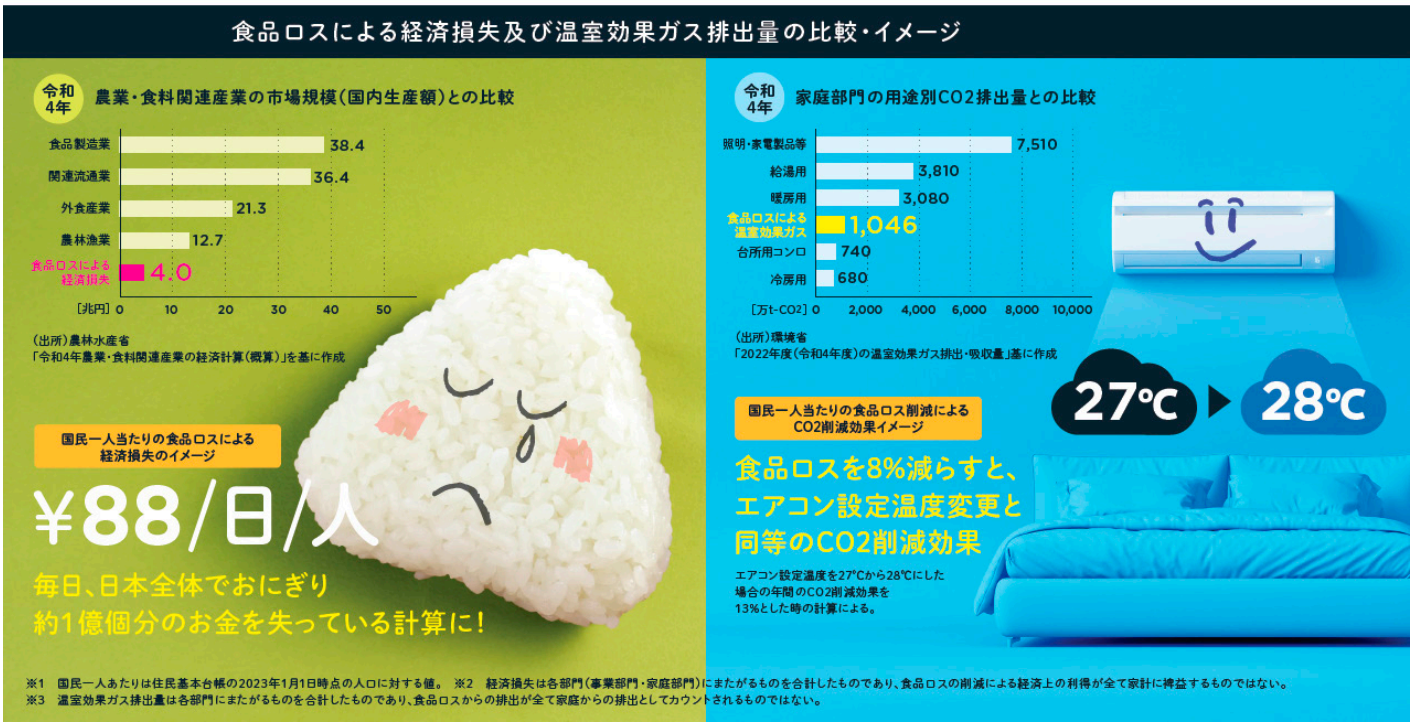

す（**図1**）。

なお、これまで、食品ロスは数量のみ推計のうえ公表していたところ、国民一人一人が食品ロス問題をより身近なこととして実感していただくため、2022年度食品ロス量推計値を基に、経済損失及び温室効果ガス排出量を推計しました（**図2**）。2022年度の食品ロス量（472万トン）を基に推計した結果、食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は1,046万t-CO_2となりました。この推計値を国民1人当たりに換算すると、経済損失は32,125円/人/年、温室効果ガス排出量は83kg-CO_2/人/年となりました。これを国民1人当たりの食品ロスによる経済損失のイメージにすると、88円/日/人となり、これは毎日、日本全体でおにぎり約1億個分のお金を失っている計算になります（**図2左**）。また、国民1人当たりの食品ロス削減によるCO_2削減効果イメージにすると、食品ロスを8％減らすと、エアコンの温度設定を27℃から28℃に変更するのと同等のCO_2削減効果が導かれることになります（**図2右**）。

現在消費者庁では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」等に基づき、関係省庁、地方公共団体及び事業者等と連携して食品ロス削減及び食品寄附促進について取り組んでいますが、これらの取組をより一層進めてまいります。

食の環（わ）プロジェクトについて

日本では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しているところ（**図1**）、これまで、食品ロス削減の目標達成に向けて、食品の生産、製造段階や流通段階の事業者による商習慣の見直しや、消費者の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図ってきましたが、さらなる取組が必要となっています。また、まだ食べることができる食品は廃棄することなく、貧困等により十分な食料を入手できない人に提供すること（食品寄附）を含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要です。

一方、近年経済的理由により十分な食料を入手できない人や買い物困難者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化しており、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることも重要です。

そのため、「食品ロス削減」「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を、関係省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の３つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」と呼ぶことについて、関係省庁で申し合わせました（2024年６月）。

今後、関係省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信していきます（**図3**：このロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能です。詳しくは「食の環（わ）」プロジェクト特設サイト*をご参照ください）。

また、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約し、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していきます。

図3 「食の環（わ）」ロゴマーク（消費者庁）

＊ https://www.no-foodloss.caa.go.jp/shokunowa/